

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成25年8月2日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 胆沢ダム工事事務所長 横山 喜代太

1. 業務概要

(1) 業務名 胆沢ダム下嵐江地区地質調査（電子入札対象案件）

(2) 業務の目的

胆沢ダム下嵐江地区における地すべりブロック挙動把握のため、ボーリング調査及び挿入式孔内傾斜計設置等を行うものである。

(3) 業務内容

- ・機械ボーリング（φ86オールコア） : 240m
- ・機械ボーリング（φ66ノンコア） : 200m
- ・移動変形調査（挿入式孔内傾斜計設置・観測） : 1式
- ・解析等調査 : 1式

(4) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

①すべり面判定を行うためのボーリングによる乱れの少ない試料採取に関する工夫。

(5) 履行期間 契約締結の翌日（平成25年10月上旬の予定）～平成26年2月28日

(6) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(7) 本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

2. 競争参加者に必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

①入札に参加しようとする者は、1)に掲げる資格を満たしている企業であること。

a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b) 参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別

に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

- c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記 b) の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

②入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係のいずれかに該当する関係がないこと。

(2) 指名競争入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

(3) 参加表明書に関する要件

① 参加表明書の提出者に対する要件

1) 同種又は類似業務等の実績

下記[1]から[3]のいずれかの実績を有すること。ただし、[1]及び[2]は国、特殊法人等、地方公共団体、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成15年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務(契約担当官等から直接請け負った者業務(発注者から直接請け負った者(以下「元請け」という。))として実施した業務)とし、[3]は過去に実施した研究実績とする。

[1] 同種業務：ダムにおけるボーリング調査

[2] 類似業務：河川、砂防、道路におけるボーリング調査

[3] 研究：地質調査に関する研究実績

2) [1]もしくは[2]の実績として挙げた業務実績が65点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

3) 入札説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

② 配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は、入札説明書による。

(4) 入札説明書等の入手に関する要件

入札に参加しようとする者は、参加表明書提出時、技術提案書提出時、入札時それぞれの期限内において、本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料のうち最新のものを、入札しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。なお、契約担当官等の指定する方法(CD-R等による貸与等)での交付を受けている場合はこの限りではない。資料をダウンロードしない者は入札参加資格がない者とし、提出された参加表明書、技術提案書及び入札については無効とする。

また、契約担当官等により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受け

ている者または、2. に掲げる要件を満たしていない者、指名されるために必要な要件のない者の入札については無効とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法は、入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒023-0403 岩手県奥州市胆沢区若柳字下松原77

東北地方整備局 胆沢ダム工事事務所 総務課

電話0197-46-4712 FAX0197-46-4361

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から入札締切の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）により電子データを交付するので、4. (1)にその旨連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限：平成25年8月9日（金）16時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下、「持参等」という。）により4. (1)に提出するものとする。

(4) 技術提案書の提出期限等

提出期限：平成25年9月6日（金）16時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により4. (1)に提出するものとする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等

により 4. (1) に提出するものとする。

入札期限：平成 25 年 9 月 19 日（木） 16 時 00 分

開札日時：平成 25 年 9 月 20 日（金） 13 時 30 分

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。

(3) 入札の無効

本公示に示した要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(7) 契約図書に定める事項に違反した行為が認められた場合には、指名停止等厳正な措置が講じられることがある。

(8) 詳細は入札説明書による。